

前文	条例の内容	主な論点	参考
	<p>21世紀の本格的な成熟社会を迎えた今日、人々の価値観が量的拡大より質的充実を求める方向へと変化するとともに、中央集権一極集中による画一性と効率性を優先する社会システムから、地方分権・多極分散による多様性と個性を優先する生活者の視点に立った新しい社会システムへの転換が求められている。</p> <p>兵庫県では、これまで、自主的な生活意識の確立と生活の合理化を目指す「生活の科学化」や、生きがいなどの人間の内面に配慮する「生活の文化化」を推進するほか、県民が主体的に行動し、自ら社会を創り上げていく「生活創造」を推進し、様々な形で県民運動の展開を支援するなど、県民生活を基本とする県行政を展開してきた。</p> <p>阪神・淡路大震災においても、被災者相互の助け合いの精神や、県民一人ひとりが、自治会、婦人会等の地縁団体、ボランティア等による草の根の活動が、被災者への支援と被災地の復興を支える大きな力となったこと、自発的かつ自律的な意思に基づく県民による主体的な取組の大切さを改めて確認した。</p> <p>また、新しい世紀における兵庫づくりを目指す「21世紀兵庫長期ビジョン」に県民自らが地域の将来像を描き、自らの責任でその実現を図ろうとする県民主体・地域主導による先導的な取組が進められつつある。</p> <p>これらの貴重な経験とその積み重ねを踏まえつつ、自然と調和し、共に生きることを基本に、人類の安全と共生にも寄与する志高い地域づくりを進めるためには、県民一人ひとりが、自ら考え、判断し、責任を持って行動する取組が大切である。</p> <p>あわせて、県民の多様なニーズに的確に対応しつつ、より一層県民生活を重視した県行政を推進していくためには、県民の参画と協働の多様な機会の確保を図り、県民とのパートナーシップに基づく県行政を推進していく必要がある。</p> <p>このような認識に基づき、共に県民を代表し、地方自治を支える双輪である議会と知事の緊密な連携の下、施策の決定と確実な推進が図られることを基本に、参画と協働の理念を明らかにし、県民の参画と協働の推進に関する基本的事項を定め、もって県民の総意により、多様な地域に多彩な文化と暮らしを築く美しい兵庫を実現することを目的として、この条例を制定する。</p>	<p>地域づくり活動をどう展開するか。 地域づくり活動の意義と今後の展望</p> <p>(地域づくり)活動 県民の自発的かつ自律的な意思による地域社会の共同利益の実現のための活動)</p> <p>県民運動をどう展開するか</p> <p>ボランティア活動をどう展開するか</p> <p>地域ビジョンの取り組みをどう展開するか</p> <p>(展開イメージ)</p> 	<p>県民生活審議会答申での記載</p> <ul style="list-style-type: none"> - 地域社会の共同利益の実現を図るための基本的な取組方向 - (1)ともに個を開く 一人ひとりが自ら地域社会につながる態勢を整える (2)ともに新しい公を創造する 「新しい公」とは、公を担うのは行政という考えではなく、支え合い、共に生きるための取り組みを社会全体で担うという概念。  <p>- 県民運動の今後の方向性 -</p> <p>これまで「こころ豊かな兵庫」をめざして取り組んできた県民運動は、多様な主体が自ら地域課題を発見し、課題に応じて重層的なネットワークを築きながら連携して地域課題に取り組む21世紀型県民運動として発展的に展開されることが望まれる。</p>  <p>参考資料2：県民の参画と協働の推進に関する条例」と21世紀兵庫長期ビジョンとの関係</p> <p>参考資料3：兵庫県における生活創造・生涯学習・県民運動の諸概念に関する系譜</p> <p>参考資料4：地域づくり活動(県民運動、県民ボランティア活動、地域ビジョン委員の取り組み)の概要</p>
第1条	<p>(参画と協働の意義)</p> <p>多様な地域に多彩な文化と暮らしを築く豊かな地域社会は、自律と共生を基調とした、県民一人ひとり地縁団体、ボランティア団体その他民間の団体及び事業者(以下「県民」という)の参画と協働による地域社会の共同利益の実現及び県民の参画と協働による県行政の推進により実現されなければならない。</p>	<p>地域づくり活動における各主体(県民、団体、企業、行政)の具体的な役割をどう考えるか。</p> <p>県民一人ひとりが活動にどう参画していくか</p> <p>地域団体の活動が活性化するためにどのようなことが必要か</p> <p>NPO等の活動が活性化するためにどのようなことが必要か</p>	<p>県民生活審議会答申での記載</p> <ul style="list-style-type: none"> - 既存のネットワークを構成する主体の今後必要とされる機能等 - 地域団体 団体としての行動力を高める(エンパワーメント) 地域団体の企画力を高める 地域団体の情報・ネットワーク機能を高める 地域団体の組織基盤・事務局機能を高める テーマ型グループ、団体・NPO等 県民ボランティア活動の広がりに向けた環境の整備(活動団体等と行政の役割分担、ボランティア・セクターへの業務の委託等) 行政、グループ、団体・NPOの重層的な連携関係を築く 県民ボランティア活動が広がるよう、機会の提供と基盤の整備 企業 経済活動を通じての生活創造活動支援(選択の自由を保障する質の高いモノ・サービスの供給、ワークシェアリングなど多様な就業形態の導入等) 地域社会の一員としての協働(資金提供、施設開放、人材提供等) 行政 県の役割分担の明確化 窓口の総合化 県、市町との関係機関の横断的な連携関係の構築 行政機関に蓄積されている地域活動に関する情報やノウハウの活用
第2条	<p>(参画と協働による地域社会の共同利益の実現)</p> <p>地域社会の共同利益の実現のための活動(以下「地域づくり活動」という)は、県民の自発的かつ自律的な意思に基づく参画及び県民の相互の協働により行われなければならない。</p>	<p>地域づくり活動において各主体はどのように連携すればよいか</p> <p>地域づくり活動の原動力である県民運動、県民ボランティア活動、地域ビジョンの取り組みなどをどのように融合していけばよいか</p> <p>社会的実験としてのフィールドワークの必要性</p> <p>市町と県はどのように役割分担し、また、連携すればよいか</p>	<p>県民生活審議会答申での記載</p> <ul style="list-style-type: none"> - 再ネットワーク化の意義 - 一人ひとりが個性や創造性を生かして、自由かつ主体的に、常に最適なネットワークを再編していくことにより、お互いが補いあうことによる相乗効果やお互いが生まれ変わっていく効果を最大限に生かすことができる。 <p>再ネットワーク化によって広がる新しい関係の例</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人とコミュニティの関係…コミュニティは自己実現の場、個々が助け合い支えあふ場 地域団体とテーマ型グループ・NPO等の関係…テーマ型グループ・NPO等の専門性を地域社会で生かす グループ、団体・NPO等と企業との関係…企業の社会貢献活動の活性化
第3条	<p>(参画と協働による県行政の推進)</p> <p>県行政は、県民の積極的な参画及び県と県民との協働により推進されなければならない。</p>		
第4条	<p>(県民の役割)</p> <p>県民は、前3条に定める参画と協働の基本理念(以下「基本理念」という)にのっとり、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域づくり活動に対する理解を深めるとともに、自らが県行政を推進するに自覚と責任を持って、県行政への積極的な参画と県行政の推進に係る県との協働に努めるものとする。</p>	<p>交流・連携による新しいふるさとづくり「ひょうご交流社会創造ビジョン」での記載</p> <p>連携・交流の「質」を充実させることを重視</p> <p>交流・連携をツールとした地域づくりを考える</p> <p>コミュニケーションのツールとして具体的な行動をイメージできるように先進事例を紹介</p> <p>人の大切さに着目</p> <p>交流・連携に求められる視点と方向性</p> <p>地域の自立、コミュニティの再生</p> <p>地域の自立を支え、つなぐ機能</p> <p>まちとまちのつながり、「農」と都市との新たな関係</p> <p>まちとまち、むらとむらのつながり</p> <p>地域経済と結びついた環境優先型の地域づくり</p> <p>新しいライフスタイルの提案</p>	<p>- 再ネットワーク化による地域資源の活性化 -</p> <p>自由かつ主体的にネットワークを再編していくことができるよう、様々な地域資源について、そのあり方を見直していく必要がある。</p> 

条例の内容(要約)		主な論点	参考
第6条	(地域づくり活動に対する支援) 1 地域づくり活動を県が支援する施策の項目 (1)活動に必要な情報提供及び相談に応じる仕組みの整備 (2)活動に必要な知識及び技能の習得機会の提供 (3)活動及び県民の交流の拠点の確保 (4)活動を支える人材の確保及び資金調達並びに活動を行う県民相互の連携支援 (5)その他、活動を支援するために必要な措置 2 地域づくり活動支援指針の策定 3 支援指針への県民意見の反映 4 支援指針策定にあたって、県民生活審議会での審議 5 支援指針の公表 6 前2項の地域づくり活動支援指針の変更への準用	地域づくり活動を支援する目的をどう考えるか	
		どのような地域づくり活動を支援の対象とするか	<p>地域づくり活動を支援するためにどのような視点が必要か</p> <p>5つの支援施策の柱に基づいて、具体的に施策を展開する時にどのような視点が必要か</p> <p>(例えば)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中間支援組織の育成について 活動拠点の確保について 活動を担う人材の育成について 財政的支援のあり方について(ランタリ-基金の活用、優遇税制) NPO活動の評価のしくみについて
第7条	(登録) 地域づくり活動を行う県民は、地域づくり活動に関する事項を登録することができる	登録制度の今後の展開について必要なことは何か	<p>平成15年5月1日より登録開始</p> <p>参考資料6:県民の参画と協働の推進に関する条例に基づく新たな制度の創設について</p>
第8条	(県行政における参画と協働の推進) 1 県と県民との協働により県行政を推進するための施策の項目 (1)情報公開の推進 (2)政策形成に県民が参画する機会の確保 (3)県事業と県民の地域づくり活動を共同実施する機会の確保 (4)政策の評価・検証に県民が参画する機会の確保 (5)その他、県行政における参画と協働の機会の確保 2 県行政参画・協働推進計画の策定 3 第6条第3項から第6項の規定の準用	県民との参画と協働による県行政を推進するために、どのような視点が必要か	
		<p>5つの推進施策の柱に基づいて、具体的に施策を展開する時にどのような視点が必要か</p> <p>(例えば)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民との情報共有のしくみについて 政策形成段階で県民の参画を推進するしくみについて 県民と行政との協働事業のしくみについて アダプトシステムやNPO、地域団体等へのアウトソーシング(外部委託)などについて 施策の評価・検証のしくみについて 職員意識の醸成に向けた取組みについて 	<p>H15展開方針での記載</p> <ol style="list-style-type: none"> 情報共有の推進(ともに知る) 多様な媒体(チャンネル)の活用 県民本位の情報提供と情報公開 トップパブリシティの充実 政策形成プロセスに置ける参画の推進(ともに考える) 県民との直接対話の促進 県行政への県民参加機会の拡充 政策展開プロセスにおける協働の推進(ともに取り組む) 事業の協働運営の促進 実践活動の連携と交流の促進 協働による施設等の整備・維持管理の実施 評価・検証の実施(ともに確かめる) 評価・検証の充実 総合的な推進(ともに支える) 21世紀兵庫長期ビジョンの推進 県行政参画・協働推進計画の策定による参画と協働の県政の総合的推進
第9条	(委員の公募) 附属機関等の委員を選任する場合に、これらの審議が県民生活に密接に関連し、県民の意見を反映させることが適当と認められるときは、広く県民に対して公募を行う	公募指針の運用にあたって注意することは何か	<p>附属機関等の委員の公募に関する指針を平成15年4月1日制定</p> <p>参考資料6:県民の参画と協働の推進に関する条例に基づく新たな制度の創設について</p>
第10条	(推進員等) 推進員等を委嘱された者の職務が円滑に遂行されるよう必要な措置を講じる	推進員等の職務が円滑に遂行されるためにどのような措置が必要か	
条例の内容(要約)		主な論点	参考
第11条	(年次報告) 毎年、県民の参画と協働の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告を作成する。	どのような視点での整理が必要か	